

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A会社に雇用され、営業職として就労していたが、平成〇年〇月〇日、B病院を受診し「うつ病」と診断され、平成〇年〇月、同社を退社し、以後、約3年間就労していなかった。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C会社（以下「会社」という。）に雇用され、D所在の会社E支店（以下「事業場」という。）において営業職として就労していたところ、同年〇月に交通事故に遭い、通院加療し、同年〇月〇日、坐骨神経痛と診断され、平成〇年〇月〇日まで休職した。

請求人によると、休職から復帰した後、支店長から「営業ではなく、しばらく現場作業をしてもらう」と言われ、従事していたが、現場作業は立ち仕事か力仕事が多く、痛みで集中力が無くなり、失敗ばかりで思い悩むことが多くなったという。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、B病院を受診し再度「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害の発病もしくは悪化したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病もしくは悪化した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病又は悪化した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月〇日頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病し、治療が必要な状態が継続し、平成〇年〇月〇日頃には更に増悪した旨述べている。

これに対し、請求人は、「平成〇年〇月の終わり頃」に本件疾病を発病した旨述べているが、①診療録をみても、平成〇年〇月から定期的に通院精神療法や薬物療法を受けていることが認められることから、平成〇年〇月に本件疾病を発病したものとは認められず、②仮に、平成〇年〇月に本件疾病を発病したとすると、「平成〇年〇月〇日に坐骨神経痛であるとの診断にもかかわらず、F支店長から肉体労働を命じられたため、うつ病を発病した」旨の請求人の主張とも時間的に齟齬が生ずるので、請求人の同主張は採用できない。

したがって、当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的見解等に照らし、専門部会の上記意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) まず、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外の出来事」について

評価期間中の出来事として、平成〇年〇月に、請求人が「G課」から「H課」に部署異動したことが認められるところ、同出来事は、認定基準別表1「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみるのが相当である。

この点について、請求人は、以前の部署（G課）では、営業をする際に広告代理店を通していたが、異動先の部署（H課）では、広告代理店を通さず、営業先と直接やり取りをしなければならなくなったことや十分な引継ぎがなく、仕事に慣れることができなかつたこと等がストレスであった旨述べている。

しかしながら、この部署異動によって請求人の職種が営業職から他の職種に変更されたわけではなく、扱っていた商品にも変更はない。また、I課長は、「請求人が異動した理由はH課の職員の退職によるもので、G課の仕事を3割程度しながらH課の仕事を入れていく移行状態であって、他の同僚が一人で3か所程度の営業先を担当する中、請求人が担当した営業先は『J』のみであったこと、及び、請求人が営業する際には、引継ぎのための挨拶回りも含めてK課長も同行していたこと等から、請求人の負担は同僚と比べれば軽いものであった」旨述べている。

以上のことに鑑みると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、

請求人の異動後の業務の内容及び困難性等の心理的負荷は軽微であったと推認され、部署異動後の長時間労働を勘案しても、この出来事の心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

ウ よって、評価期間における業務による心理的負荷は、総合評価が「中」の出来事が1つであるから、「強」に至らないものと判断する。

(4) 次に、請求人の本件疾病発病後の出来事について検討すると、以下のとおりである。

ア 認定基準によれば、業務による弱い（「強」と評価できない）心理的負荷により発病して治療が必要な状態にある精神障害が悪化した場合、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合に限り、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱うこととされている。

イ 請求人の本件疾病の増悪時期について、上記（1）のとおり専門部会は、平成〇年〇月頃に請求人に発病した本件疾病は、平成〇年〇月〇日頃に増悪している旨意見しており、当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的見解等に照らし、同時期を本件疾病の増悪時期と判断する。

ウ そこで、上記（3）のとおり、請求人の本件疾病は業務による「強」と評価できない心理的負荷により発病し、治療が必要な状態で平成〇年〇月〇日頃に悪化したことから、同日頃からおおむね6か月以内の出来事について検討するも、本件の一件記録からは、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられないことから、当審査会としては、請求人の本件疾病の悪化は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

この点、請求人は、F支店長が、坐骨神経痛を患っていた請求人を、営業職から生産部へ異動させたことはパワーハラスメントであり、その心理的負荷は強かった旨主張するところではあるが、録音反訳からは、F支店長が、請求人の坐骨神経痛と会社の人事事情のいずれも考慮した上で、請求人に同異動を提案していることがうかがえるところ、同異動を直ちにパワーハラス

メントということとはできず、これを「特別な出来事」に該当するものとは認められない。

(5) ところで、請求人は、会社関係者は虚偽の申述をしている点を踏まえて、公正な審理を希望する旨主張するが、当審査会においては、事実認定に係る関係者の申述及び証拠については、各位の立場や事情を十分に斟酌してその採否を決定しており、本件についても、会社関係者の申述については、その信憑性や矛盾の有無について精査したものであることを付言する。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病もしくは悪化した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。